

任意団体

^{ハート} HART (Hari-net Acupuncture/moxibustion/massage Relief Team) 関東

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この団体の名称を以下の通りとする。

^{ハート}
HART関東

HARTは“Hari-net Acupuncture/moxibustion/massage Relief Team (はりネット鍼灸マツサージ救援チーム)”の略称である。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、災害時に鍼灸あん摩マツサージ指圧による支援を通じて関東地方の地域社会に貢献すること、平時においては将来の災害時の活動を効果的に行うために、行政、関連団体等との連携促進、および支援環境の整備を図ることを目的とする。特に小児と子育て世帯への支援を通して、子どもたちの暮らす地域社会に、平時および災害時においても、希望が絶えることのないよう貢献する。

(事業)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

① 鍼灸・あん摩マツサージ指圧による子育て支援・地域支援を向上するための事業

② 地域の保健医療福祉行政、保健医療福祉団体などと連携した子育て支援に関する事業

③ 1, 2を円滑に実施するための、学術向上を目的とする事業

④ 地域社会のために鍼灸あん摩マツサージ指圧と他業種の連携を促進する事業

⑤ 地域支援をするはり師・きゆう師・あん摩マツサージ指圧師への情報発信と交流のための事業

- ⑥ 子育て支援や防災をテーマとする市民公開講座などの公益事業
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 学生会員 大学又は専門学校に在籍し、この団体の目的事業範囲に関する教育課程を履修している個人
- (3) 賛助会員 この団体の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第12条 役員は、総会において選任する。

- 2 代表理事および副代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第13条 代表理事は、この団体を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の役員は、この団体の業務について、この団体を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を執行する。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この団体の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 役員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第18条 必要に応じ、この団体に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員を選任又は解任、職務
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条 総会は前条第2項3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、そ

の日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 役員又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 45 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日 5 日前までに通知しなければならない。

ない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この団体の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が定める。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この団体の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 41 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この団体の事業報告書、収支計算書は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この団体が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 46 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(残余財産の帰属)

第 47 条 この団体が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この団体が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

第 9 章 雑則

(細則)

第 49 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|-------|-------------|
| 代表理事 | 浜野 浩一 |
| 副代表理事 | 齋藤 めぐみ |
| 理事 | 福里 真希、山口あやこ |
| 監事 | 日比 泰広 |
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この団体の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この団体の設立当初の入会金及び会費は、第 7 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | |
|-------------|----------|
| 正会員・学生会員入会金 | 1, 000 円 |
| 正会員会費（年間） | 3, 000 円 |
| 学生会員会費（年間） | 1, 000 円 |

| | |
|------------|-----------------|
| 賛助会員入会金 | 0円 |
| 賛助会員会費（年間） | 一口10,000円（一口以上） |